



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## インボイス制度について(No.3)

令和5年10月1日より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。

### インボイス制度における消費税額の計算

インボイス制度では、税率ごとに集計した取引金額を割り戻し計算する方法と、インボイスに記載した税額を積み上げて計算する方法の選択制とされます。税額計算についても税率ごとに区分して計算することが必要となります。

#### 売上にかかる税額の計算

原則 割り戻し計算(税率ごとの税抜金額  $1 \times$  それぞれの税率)

1 税込金額総額を税抜金額に割り戻した金額

特例 積み上げ計算(インボイスに記載した消費税額等を積み上げて計算)

注1 特例は交付したインボイスまたは簡易インボイスの写しの保存が要件です。

注2 現行制度の経過措置(積み上げ計算の特例)については廃止されます。

#### 仕入れにかかる税額の計算

原則 積み上げ計算(インボイス等に記載された消費税額等を積み上げて計算)

特例1 帳簿積み上げ計算(税込金額から割り戻して計算した消費税額等を積み上げて計算)

税率ごとに 切り捨て または 四捨五入

特例2 割り戻し計算(税率ごとに集計した税抜金額に税率を乗じて計算)

注 特例2は売上にかかる税額の計算において割り戻し計算を適用している場合に限られます。(端数処理における益税の防止措置)

#### 売上税額

#### 仕入税額

##### 【積み上げ計算】

インボイスに記載した消費税額等の合計額に78/100を乗じて消費税額を算出する方法です(適格請求書発行事業者のみ可)。

仕入税額は「積み上げ計算」のみ適用可

##### 【積み上げ計算】(原則)

インボイスに記載された消費税額等の合計額に78/100を乗じて消費税額を算出する方法です。

##### 【割り戻し計算】(原則)

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100(軽減税率の場合は6.24/100)を乗じて計算する方法です。

仕入税額はいずれか選択可

##### 【割り戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110(軽減税率対象の場合は6.24/108)を乗じて計算する方法です。

○ 売上税額について、「積み上げ計算」を選択できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます**。

○ 売上税額を「積み上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積み上げ計算」により計算しなければなりません。

○ 積み上げ計算と割り戻し計算では、下記のように納税額に違いが出ます。

		1回の取引		10000回取引がある場合				
積み上げ計算	税抜金額	298	2,980,000	割り戻し計算	税抜金額		2,972,728	
	消費税額	29	<b>290,000</b>		消費税額		<b>297,272</b>	
	税込金額	327	3,270,000		税込金額		3,270,000	